

基本理念について

1 前回委員会での議論

- ・ 次期推進計画（案）の基本理念を説明する表現に、「すべての子どもは生まれたときから権利の主体として」として事務局案を提示。なお、現行計画も同様の表現となっている。
- ・ 委員から、「生まれたときから」ではなく、「おなかの中にいるときから」とした方がよいのではないかという提案がされ、委員会の中で審議。
- ・ 審議では、「胎児を大事にするという趣旨としてはその通りだが、政治的な論争であったり、深読みされてしまうなど、表現として難しいのではないか。」といった意見があった。

2 「子ども」の定義について

【子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）】

- ・ 子どもの権利条約では、子どもの始期を明記していない。その理由は、条約の審議経過において、「出生時」と「受胎時」との意見が対立し、合意が得られず、子どもの始期を各国の解釈・制度に委ねている。
- ・ 日本においては、従来の法制度や解釈に従い、子どもには胎児は含まれないと解されている。

【札幌市子どもの権利条例制定検討委員会 最終答申書（H18年5月）】

- ・ 子どもの定義の解説の中で、「胎児」について、子どもと捉えるかどうかの議論があり、妊娠中の母親を保護、支援することはとても大切だが、現時点では、民法上、原則として権利能力を持たないことから、条例における「子ども」の定義には含めない、としている。

【札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 前文】

- ・ 「誰もが生まれたときから権利の主体」と規定。

3 事務局の見解

現行計画や現在の案のまま、「生まれたときから権利の主体」が適当と考えている。
なお、次期推進計画（案）においては、妊婦への支援などを盛り込んでいる。